

産業廃棄物収集運搬業許可証

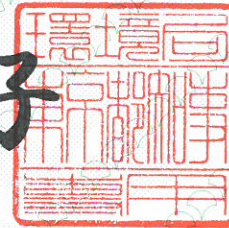
住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業
代表取締役 利根川 満彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成26年10月13日

許可の有効年月日 平成31年10月12日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上8種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上4種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷八丁目3番8号

積替え保管面積：91.68㎡ 最大保管高さ：2m

産業廃棄物の種類	保管量	
金属くず	コンテナ1個	8.0m ³
廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ1個	12.0m ³
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃蛍光ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	ドラム缶2個	1.0m ³
	保管量合計	21.0m ³

3 許可の条件

- 積替え保管施設の作業時間は、原則として9時から17時までとする。
- 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 1年 10月 13日 新規許可

平成 26年 10月 13日 更新許可

平成 29年 6月 30日 変更届

第5回

積替え保管施設の移転 及び

積替え保管できる産業廃棄物の種類の追加(金属くず)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

